



# 国土形成計画とは？

国土形成計画は、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」です。

具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10～15年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すものです。



## ● 国土形成計画の基本理念

国土形成計画は、次のような国土を実現することを目指しています。

### 地域の自立的な発展

■特性に応じて自立的に発展する地域社会の基盤となる国土



### 活力ある経済社会

■国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会の基盤となる国土



### 国民生活の安全

■安全が確保された国民生活の基盤となる国土



### 豊かな環境

■地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土



国土形成計画の策定にあたっては、

**Point 01** 我が国及び世界の人口、産業などの変化に的確に対応することにしています。

**Point 02** 国土の形成に関する施設の国内外の連携を確保することにしています。

国土形成計画は、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模でまたは全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施など、国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることになるように定められます。

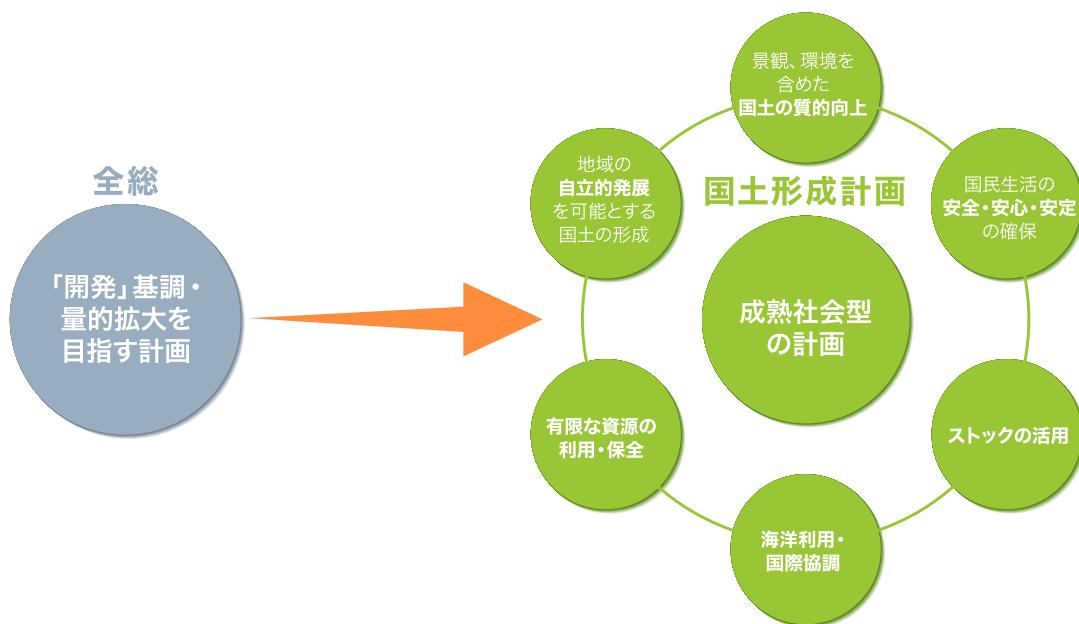
国土形成計画（全国計画）は、常に社会経済情勢等に即した計画とするため、策定から一定期間を経過したときに、政策評価を行うことが義務づけられています。



# 開発中心から転換します

国土形成計画では、これまでの「開発」基調、量的拡大を目指す計画から、成熟社会型の計画に転換するため、計画の対象事項などを大幅に見直しました。

これによって、国土の質的向上を目指し、国土の利用と保全を重視した計画をつくります。



## ● 国土形成計画の計画対象事項

国土形成計画は、次の事項を対象とする国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画です。





# 国と地方の協働によるビジョンづくりを進めます

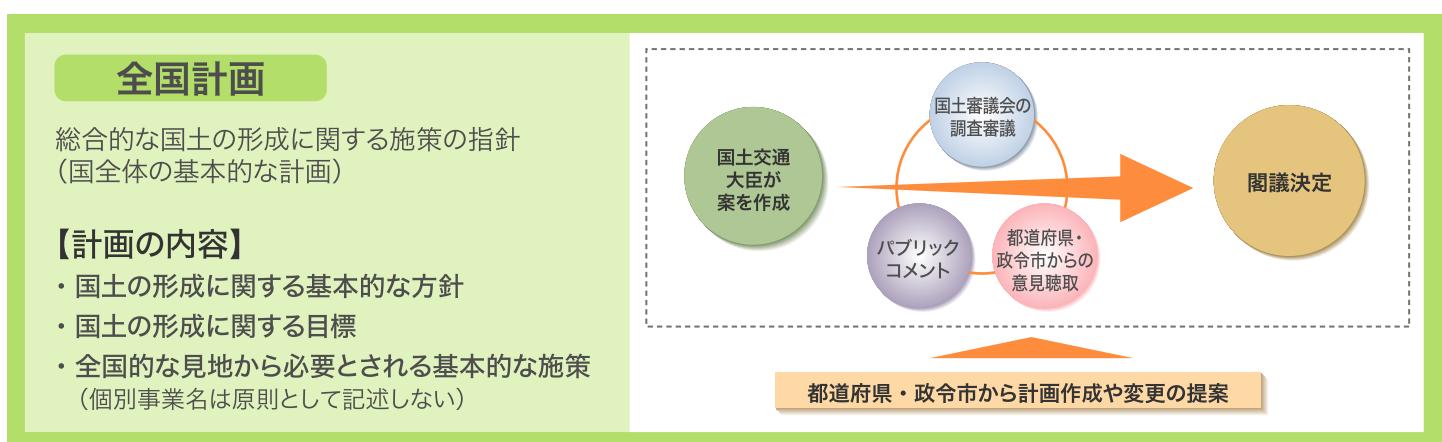
国土形成計画法では、国と地方の協働によるビジョンづくりを進めるため、新たな仕組みを整備しています。

**Point 01** 国による明確な国土及び国民生活の姿を示す「全国計画」と、ブロック単位の地方毎に国と都府県等が適切に役割分担しながら、相互に連携・協力して策定する「広域地方計画」の二つの計画から構成しています。

**Point 02** 広域地方計画については、計画の作成及びその実施の円滑な推進を図るため、国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する場（広域地方計画協議会）を新たに設けています。

**Point 03** 國計画の策定プロセスにおける多様な主体の参画を図るため、地方公共団体からの計画提案制度や国民の意見を反映させる仕組みを新たに設けています。

この仕組みを活用して、「国と地方の協働によるビジョンづくり」を進めていきます。



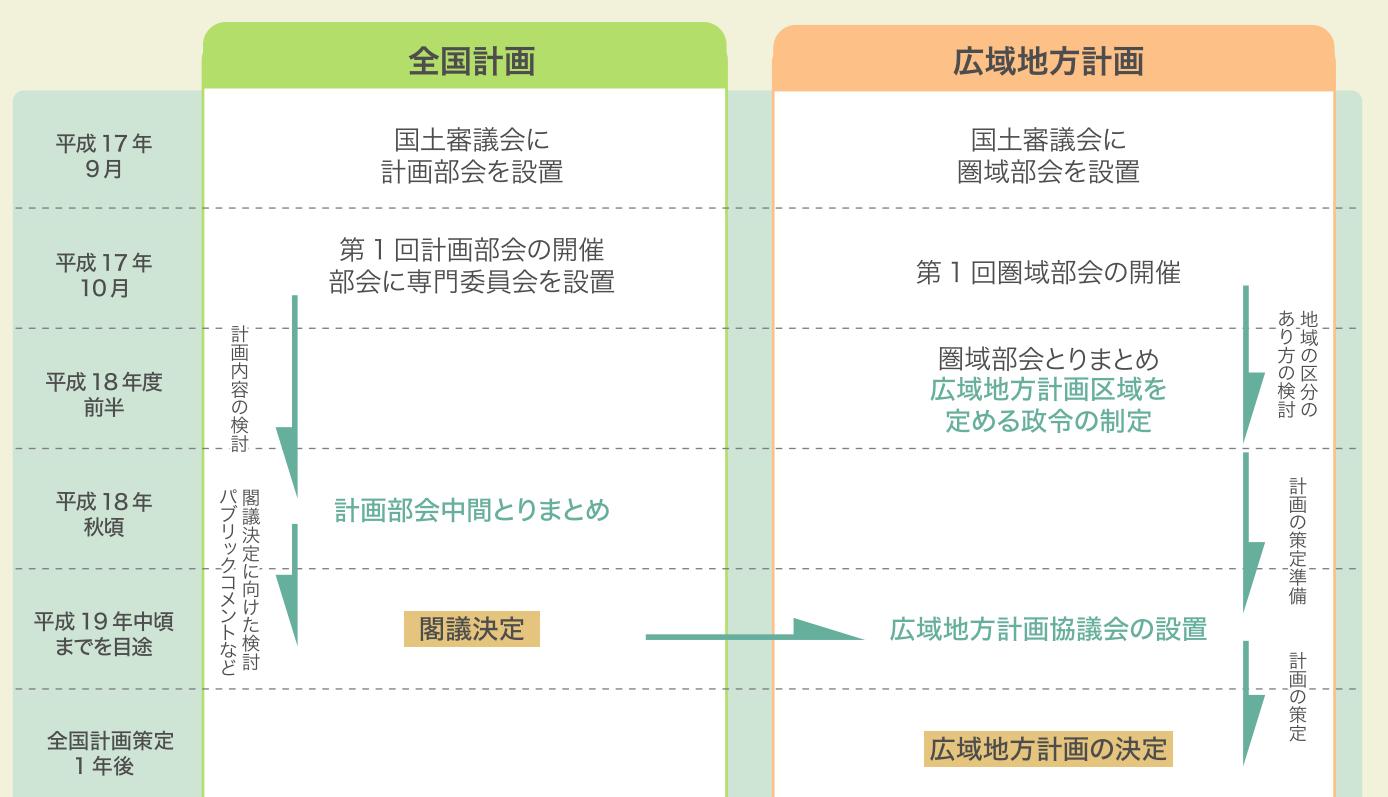


# 今後の検討スケジュール

「全国計画」は、現在、国土審議会計画部会において、検討が進められています。計画部会では、平成18年秋頃を目途に中間報告をとりまとめる予定です。その後、パブリックコメントなど幅広い国民的な議論を経て、平成19年中頃までを目途に策定（閣議決定）する予定です。

「広域地方計画」は、計画の策定に先立ち、広域地方計画区域を定める必要があります。そのため、現在、国土審議会圏域部会において、地域ブロックの区分のあり方について検討が進められています。広域地方計画区域は、平成18年度前半を目途に決定する予定です。「広域地方計画」は、広域地方計画区域の決定後、計画の策定に向けた準備を進め、全国計画策定の1年後を目途に策定する予定です。

## ● 国土形成計画の策定スケジュール



## ● 現在、国土形成計画は以下のようないくつかの視点から検討が進められています。

